



アニコム損保のペット保険

どうぶつ健保

ふあみりい



ご契約のしおり

ペット保険普通保険約款および特約条項

団体扱・集団扱

「ご契約のしおり」について

この「ご契約のしおり」はアニコム損保（以下、「弊社」）のペット保険（以下、「どうぶつ健保」）についての重要事項、「どうぶつ健保」の内容、ご契約時やご契約後にご注意いただきたいこと等、ぜひ知っていただきたい事柄をご説明しています。また、ペット保険普通保険約款および特約条項を記載していますので、ご一読の上、大切に保管いただきますようお願いいたします。なお、保険金請求については別冊の「保険金請求方法のご案内」をご覧ください。わかりにくい点、お気づきの点がございましたら、ご遠慮なく弊社までご連絡ください。

アニコム損保のフィロソフィー

「ペットはいません、家族ならいますが。」

弊社では、どうぶつは大切な“家族”であり、単なる“ペット”ではないという思いから、法律上誤解を与えかねない部分を除き、できる限り「どうぶつ」と表記しています。

弊社の目指す「あんしん」とは

どうぶつは大切な家族。家族が病気やケガをしたら、できる限り世話をし、早く元気になってほしいと願うのは、誰もが同じ気持ちです。

弊社は「どうぶつ健保」を通じて、ご契約者をはじめご家族の皆様へ一日も早く笑顔が戻ってほしい、と願っています。家族の笑顔と健康の回復、そして何より豊かなどうぶつとの暮らしこそ、弊社の目指す「あんしん」です。

ご契約のしおり 目次

主な保険用語のご説明 P.2

1 ご契約にあたって

クーリングオフ制度（保険契約の申込みの撤回等について）	P.6
契約条件（初年度契約の場合）	P.6
告知義務	P.7
通知義務等	P.8
保険期間ならびに保険期間の始期および満期	P.8
ご契約後の補償開始日（待機期間）	P.8
保険料に関する事項	P.9
解約と返還保険料	P.10
契約の失効	P.11
団体扱特約・集団扱特約が失効した場合の未払込保険料	P.11
自動継続	P.11

2 補償内容

商品の仕組み	P.13
補償内容（保険金をお支払いする場合）	P.13
保険金をお支払いできない主な場合	P.13
主な特約とその概要	P.14

3 契約内容の変更に関するご連絡

4 保険金のご請求について

診療費にかかる保険金のご請求方法	P.17
賠償責任事故における保険金のご請求方法	P.17

5 Q&A

（各種お手続きについて）	P.18
--------------	------

6 アニコム損保からのご案内

代理店の役割	P.20
個人情報の取扱いに関するご案内	P.20
保険料控除	P.21
保険会社破綻時の取扱い	P.21

7 ペット保険普通保険約款

および特約条項

1. ペット保険普通保険約款	P.22
2. ペット賠償責任特約条項	P.33
3. 保険契約の継続に関する特約条項	P.40
4. 特定疾病等不担保特約条項	P.42
5. 加入審査の省略に関する特約条項	P.42
6. 団体扱特約条項（給与引去方式）	P.43
7. 団体扱特約条項（口座振替方式）	P.46
8. 集団扱特約条項	P.50

主な保険用語のご説明

か行

記名被保険者……………記名被保険者とは申込書に被保険者としてお名前のある人を行い、契約者またはその同居の親族とします。ただし、契約者が扶養する親族に限り、別居であっても記名被保険者とすることができます。
ご契約時に記名被保険者について指定がない場合は、契約者が記名被保険者となります。また、被保険者とは保険の補償を受ける人を行い、記名被保険者のほか次の人を行います。(ただし、ペット賠償責任特約の場合には、責任無能力者は含まれません。)

- ①記名被保険者の配偶者
- ②記名被保険者または配偶者と生計を共にする同居の親族
- ③記名被保険者または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子女

告知義務と告知義務違反……………ご契約の申込みをされるときに、保険の対象となるどうぶつの健康状態や過去の傷病歴など重要事項について弊社に報告していただきます。これを「告知義務」といいます。重要事項について報告がなされない場合や故意に事実を曲げて報告された場合などは告知義務違反となり、弊社はご契約の効力を消滅(解除)させることができます。

さ行

失効……………保険契約または特約の効力が失われることをいいます。

疾病・傷害……………保険の対象となるどうぶつが被った身体障害を約款上「疾病・傷害」といいます。本しおりでは、「病気・ケガ」あるいは「傷病」と表記します。

主契約……………約款のうち「普通保険約款」に記載されている契約内容をいいます。

診療記録簿……………ご契約者名・被保険者名・どうぶつ名・どうぶつの生年月日・写真等の情報が記載された、保険金請求を行う際にご利用いただく弊社発行のカードをいいます。保険期間中の支払限度日数(回数)の残数がいつでもわかるように、アニコム損保の「どうぶつ健保」対応病院もしくは被保険者に、保険を利用して診療を受けた日付を記録していただきます。
アニコム損保の「どうぶつ健保」対応病院において保険金を窓口で精算する際には、診療記録簿を窓口で提示していただくことにより動物病院窓口では、保険で支払われる金額以外の診療費等のお支払いとすることが可能となるため、とても便利に保険制度をご利用いただけます。

診療明細書……………診療を受けた動物病院において会計時に発行される、診療項目ごとの明細が記された書類をいいます。
保険金請求にあたり、診療明細書が発行されない動物病院で診療を受けた場合には、診療項目の内訳等を領収書やレシートに記入していただいでください。詳しくは、別冊の「保険金請求方法のご案内」をご覧ください。

た行

対応病院……………アニコム損保の「どうぶつ健保」対応病院をいいます。一部の例外を除いて保険金を病院の窓口で精算することができます。窓口で精算できる場合、窓口で精算できない場合については、別冊の「保険金請求方法のご案内」をご覧ください。

重複保険……………この保険契約と全部または一部について、支払責任が同じである他のペット保険契約等をいいます。①保険の対象となるどうぶつが同一であること ②どうぶつの病気・ケガに関する診療費に対し保険金を支払う保険会社、少額短期保険業者等の商品であること のすべてに当てはまる場合となります。

どうぶつ……………保険の対象となる約款上の「家庭動物」をいいます。

特約条項……………普通保険約款に記載されている補償内容をさらに充実させるためや、保険料払込方法などについて特別なお約束をする目的で付帯するものです。

は行

払込期日……………保険料を払い込みいただくお約束の期日をいいます。

引受審査……………契約締結前の告知に基づくどうぶつの健康状態によって、弊社が引受の可否や特別な条件を付帯してお引受できるかを判断する行為をいいます。

保険期間……………保険証券・診療記録簿に記載された「保険期間」の始期日から満期日までをいいます。

保険金……………約款で定められたお支払事由に該当したときに、弊社から被保険者にお支払いするお金のことをいいます。

保険金請求書…………… (兼医療照会同意書)	弊社に直接保険金請求をしていただく際にご提出いただく書類のひとつです。アニコム損保の「どうぶつ健保」対応病院以外で診療を受けたとき、あるいは対応病院の窓口で保険金請求手続きができなかったときにご提出いただけます。詳しくは、別冊の「保険金請求方法のご案内」をご覧ください。
保険契約者(契約者) ……	保険会社と保険契約を締結し、契約上のさまざまな権利(たとえば、契約内容変更などの請求権)と義務(たとえば、保険料の支払義務や住所変更等の通知義務)を持つ人のことをいいます。
保険証券……………	<p>保険の対象となるどうぶつ、保険契約者、被保険者、保険金額(支払限度額)や保険期間などの契約内容を具体的に記載した書類をいいます。</p> <p>弊社では、「診療記録簿」を発行していますので、保険証券はご希望がある場合のみ発行させていただきます。保険証券記載の契約内容については、弊社ホームページ「ご契約者様専用ページ」からご確認いただけますので、ぜひご利用ください。 (http://www.anicom-sompo.co.jp/)</p>
保険料……………	保険契約において、補償を受ける対価としてご契約者にお支払いいただくお金のことをいいます。

ま 行

窓口精算……………	アニコム損保の「どうぶつ健保」対応病院で診療を受けた際、被保険者が支払うべき診療費の額から保険金の額を除いた自己負担額を動物病院に支払うことによって、動物病院の窓口で保険金請求手続きが完了することをいいます。窓口で精算された場合には、対応病院が弊社に保険金を請求します。窓口で精算が可能な条件は、①対応病院で診療を受けること ②窓口精算期間に診療記録簿(原本)を病院窓口へ持参していること ③病院窓口で保険契約の有効性が確認できることの3つが条件となります。詳しくは、別冊の「保険金請求方法のご案内」をご覧ください。
-----------	--

や 行

約款……………	ご契約内容を具体的に記した条文を「保険約款」といいます。保険約款には、普通保険約款と特約条項があります。普通保険約款は、標準的な契約内容を定めたもので、特約条項は、普通保険約款の契約条件の内容を補充・変更・排除するために用いられます。
有効性確認…………… (保険契約の有効性確認)	保険契約の有効性確認とは、アニコム損保の「どうぶつ健保」対応病院が、ご契約が有効であるか、また窓口で精算が可能な条件を満たしているかを確認し、弊社から承認番号を取得することをいいます。万が一、病院窓口で保険契約の有効性が確認できない場合でも、補償が途切れておらずお支払事由に該当する場合には、後日弊社へ直接ご請求いただければ保険金をお支払いできますので、ごあんしんください。

1 クーリングオフ制度（保険契約の申込みの撤回等について）

(1) 初年度契約

保険期間が1年以下の保険契約は、クーリングオフ（保険業法第309条第1項に規定する保険契約申込みの撤回等）の規定でも対象とはされておりませんが、弊社では初年度契約につきましては、クーリングオフのお手続きを次のとおり受付けております。

①**お手続き期間** 「お客様がご契約を申込みの日」または「クーリングオフ説明書（ご契約の案内）を受領された日」のいずれか遅い日を起算日として8日以内であれば、クーリングオフを行うことができます。

②**クーリングオフされる場合** はがきに次の必要事項をご記入の上、上記期間内（8日以内の消印有効）に必ず郵便にてご通知ください。なお、ご契約を申込みされた代理店では、クーリングオフのお申し出を受付けることはできませんのでご注意ください。

【記入必要事項】

- ▶ ご契約をクーリングオフする旨の記載
- ▶ ご契約を申込みされた方の住所、氏名（捺印もしくはフルネームサイン）、電話番号
- ▶ ご契約を申込みされた年月日
- ▶ ご契約を申込みされた保険の内容 a. 証券番号 b. ご契約を申込みされたどうぶつの種類および犬または猫の場合は品種
- ▶ ご契約を申込みされた弊社代理店名

〔送付先〕 〒161-8546 東京都新宿区下落合1-5-22 アリミノビル2F

アニコム損害保険株式会社 業務管理部 事務サービス課 クーリングオフ係 行

③**保険料の返還** クーリングオフされた場合には、既にお支払いになった保険料はお客様に返還いたします。

また、弊社および弊社代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。



ご注意

クーリングオフのお申し出時点で、既に保険金をお支払いする事由が生じているにも関わらず、知らずにお申し出された場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

(2) 継続契約

この保険は、保険期間が1年以下のためクーリングオフできませんのでご注意ください。（保険契約の継続に関する特約により自動継続された契約を含みます。）

（注）保険業法第309条では、保険期間が1年以下の保険契約はクーリングオフの対象から除外されています。

なお、この保険のお申込み後、保険期間の始期日を迎えるまでにご契約の解除を希望される際には弊社までご連絡ください。

2 契約条件（初年度契約の場合）

(1) 契約対象どうぶつ

- ▶ 「どうぶつ健保ふぁみりい」の対象となるどうぶつは、犬・猫・鳥・うさぎ・フェレットの5種類です。

- ▶ 家庭で飼養ならびに管理されている愛がん動物または伴侶動物、身体障害者補助犬法に定める身体障害者補助犬が対象となります。
- ▶ 事業用（興行用・闘争用・狩猟用等）のどうぶつはご契約の対象とはなりません。

(2) 新規ご契約の場合の対象年齢

- ▶ 犬・猫は10歳11ヶ月まで
 - ▶ 鳥・うさぎ・フェレットは7歳11ヶ月まで
- ※保険契約の始期日時点での満年齢となります。

(3) 新規ご契約の場合のどうぶつの健康状態

原則として、健康体であることが条件となります。

ただし、治療中の傷病等がある場合でも、「その傷病は保険の対象外」とする条件（特定疾病等不担保特約）をつけてお引受ができる場合もあります。また、お申込み時点で治療が終了している場合であっても、傷病歴によっては「その傷病は保険の対象外」とする条件（特定疾病等不担保特約）が付帯される場合もあります。

なお、以下の疾病に罹患している、または罹患している疑いがある場合には保険のお引受自体ができませんのであらかじめご了承ください。

①悪性腫瘍 ②慢性腎不全 ③糖尿病 ④肝硬変（肝繊維症）⑤副腎皮質機能低下症（アジソン病）⑥副腎皮質機能亢進症（クッシング病）⑦甲状腺疾患 ⑧免疫介在性血小板減少症 ⑨免疫介在性溶血性貧血 ⑩巨大結腸症 ⑪巨大食道症（食道拡張症）⑫脾外分泌不全 ⑬猫伝染性腹膜炎 ⑭猫白血病ウイルス感染症

上記の疾病以外でも、傷病歴等によりお引受ができない場合もありますのであらかじめご了承ください。（審査結果の内容について開示することはできません。）

3 告知義務

(1) 告知義務について

保険契約者にはご契約時またはご契約の継続時に、保険会社に重要な事項をお申し出いただく義務（告知義務）があります。申込書記載事項が事実と異なる場合には、保険金をお支払いできなかつたり、ご契約を解除することがありますので、特に以下のような事項については十分にご注意願います。

①初年度契約の場合

- ▶ 保険の対象となるどうぶつの種類、品種、性別、体重〔混血犬（ミックス犬）の場合〕と保険契約の始期日時点での満年齢
- ▶ 保険の対象となるどうぶつの過去の傷病歴および現在の健康状態（健康状態などにより、特定の傷害、疾病をお支払いの対象としない条件でお引受できる場合やお引受ができない場合があります。）
- ▶ 他のペット保険契約（重複保険契約）等の有無

保険制度は、多数の人々が保険料を出し合って相互扶助する制度です。したがって、初めから健康状態が悪い場合などについても無条件にお引受をすると、ご契約者間の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、弊社が「告知書」でおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお申し出ください。

②継続契約の場合

保険の対象となるどうぶつに対する他のペット保険契約（重複保険契約）等の有無

(2) 告知方法

申込書および告知書で弊社に報告していただきます。申込書および告知書は、申込人ご本人が正確に記入の上、ご署名をしてください。

4 通知義務等

ご契約後、他のペット保険契約（重複保険契約）等を締結する場合、または他のペット保険契約（重複保険契約）等があることを知ったときは、ただちに弊社までご通知願います。ご通知がないときは保険金をお支払いできなかつたり、ご契約を解除することがあります。また、以下のような場合にもご通知願います。

- ▶ 保険契約者が住所を変更したとき
- ▶ 保険期間の途中で保険の対象となるどうぶつを譲渡されるとき
- ▶ 保険契約者が死亡されたとき
- ▶ 保険の対象となるどうぶつが死亡したとき
- ▶ 保険の対象となる事故が発生したとき など

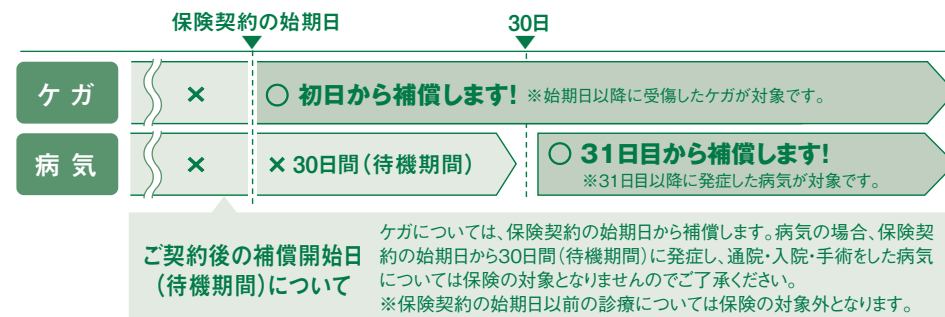
5 保険期間ならびに保険期間の始期および満期

保険期間は1年間となり、保険契約の始期日は初日の午前0時を始期とし、始期の属する日の1年後の、当日前日午後12時を満期とします。なお、保険契約の始期については、次のとおりです。ただし、保険期間が始まった後であっても、弊社が所定の保険料を領収する前に被っていた病気やケガに対しては保険金をお支払いできません。また、「保険料集金に関する契約書」に定めるところにより、お勤め先等を経て保険料が払い込まれる場合についてはこの限りではありません。

告知書の告知欄①から告知欄③において、告知内容のすべてが「いいえ」である場合	申込日の翌日午前0時より保険責任が発生します。
告知書の告知欄②から告知欄③において、告知内容に1つでも「はい」がある場合	弊社における契約引受に関する審査（引受審査）が終了した日の、翌日午前0時より保険責任が発生します。
「どうぶつ健保ふぁみりい」等を既にご契約いただいております、その継続契約として申込みをいただいた場合	既にご契約いただいている契約の満期の翌日午前0時より、継続契約の保険責任が発生します。

6 ご契約後の補償開始日（待機期間）

初年度契約には保険期間の開始後、右記の待機期間があります。ただし、次年度以降の自動継続契約には適用されません。なお、「どうぶつ健保ふぁみりい」等を既にご契約いただいております、その継続契約として申込みをいただいた場合、その継続契約については待機期間は発生せず、病気につきましても保険契約の始期日から補償されます。



7 保険料に関する事項

(1) 保険料の支払方法・払込方法

①団体扱契約

保険料の支払方法は、お勤め先等による給与引去または口座振替によるお支払いとなります。また払込方法は、保険料の全額を1回で払い込む一括払と、12分割して払い込む分割払となります。

②集団扱契約

保険料の支払方法は、口座振替によるお支払いとなります。また払込方法は、保険料の全額を1回で払い込む一括払と、12分割して払い込む分割払となります。

※なお、いずれの場合についても分割払適用保険料は、どうぶつの種類・品種および年齢などにより決定される1年間あたりの保険料を12分割したものです。(10円未満四捨五入)

(2) 保険料をお支払いいただくスケジュール

保険契約の始期日が属する月（以下「始期月」といいます。）の翌々月より給与引去または口座振替が開始となります。

	9月始期月													
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
【例】一括払	—	—	1/1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
分割払	—	—	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12

! 万が一、スケジュールどおり保険料をお支払いいただけない場合には、保険料のお支払い前に被っていた傷害または疾病に起因する診療費に対しては、保険料をお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

(3) 保険料の払込期日

保険証券等でご確認いただいた上で、払込期日までに保険料をお支払いください。なお、払込期日は次のとおりとなります。

①団体扱契約

保険料の支払方法	一括払保険料および初回分割保険料の場合の払込期日	第2回目以降分割保険料の場合の払込期日
給与引去	保険契約締結後、団体が保険料控除手続きを行い得る最初の集金日(=給与支払日) ※ただし、保険契約者が直接弊社に払い込む場合は、保険契約締結のときとします。	左記の給与支払日が属する月の翌月以降毎月の給与支払日
口座振替	保険契約締結後、団体が保険料の口座振替を行い得る最初の集金日(=口座振替日)の属する月の翌月末日 ※ただし、保険契約者が直接弊社に払い込む場合は、保険契約締結のときとします。	左記の払込期日が属する月の翌月以降毎月の末日

②集団扱契約

保険料の支払方法	一括払保険料および初回分割保険料の場合の払込期日	第2回目以降分割保険料の場合の払込期日
口座振替	保険契約締結後、集団が保険料の口座振替を行い得る最初の集金日(=口座振替日)の属する月の翌月末日 ※ただし、保険契約者が直接弊社に払い込む場合は、保険契約締結のときとします。	左記の払込期日が属する月の翌月以降毎月の末日

8 解約と返還保険料

ご契約者の意志による解約(任意解約)

ご契約を任意解約される場合には、弊社までご通知ください。この場合の返還保険料は、次のとおりです。

なお、一括払の場合の返還保険料は、次の計算式によりしますので、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となります。また、分割払の場合で払い込みをいただいていない保険料がある場合には、その分に限り請求をいたします。

一括払	次の計算式にて算出される返還保険料を、保険契約者に支払います。 (式) 返還保険料 = 一括払保険料 × (1 - 保険始期日から解約日までの期間に応じた下表の短期料率)
分割払	未経過期間に相当する分の分割払保険料は請求いたしません。 ただし、既経過期間に相当する分割払保険料のうち、払い込みをいただいていない保険料がある場合は、その分の請求をいたします。

短期料率表

既経過期間	1ヶ月まで	2ヶ月まで	3ヶ月まで	4ヶ月まで	5ヶ月まで	6ヶ月まで
割合	12%	20%	28%	36%	44%	52%
既経過期間	7ヶ月まで	8ヶ月まで	9ヶ月まで	10ヶ月まで	11ヶ月まで	12ヶ月まで
割合	60%	68%	76%	84%	92%	100%



ご注意

一旦、この保険契約を解約された後に同じどうぶつについて新たに弊社のペット保険にお申込みいただく場合は、どうぶつの健康状態によっては新たにご契約いただくことができない、あるいは特定の病気やケガが保険の対象外となる場合があります。また、病気が保険の対象とならない期間が保険契約の始期日から30日間発生します。詳しくはP.8 **6**「ご契約後の補償開始日(待機期間)」をご覧ください。

9 契約の失効

どうぶつが死亡した場合は、保険契約は失効となります。この場合の返還保険料は、次のとおりです。

一括払	次の計算式にて算出される返還保険料を、保険契約者に支払います。 (式) 返還保険料 = 一括払保険料 × (1 - 保険始期日から失効日までの日数 / 365)
分割払	次の計算式にて算出される返還保険料を、保険契約者に支払います。 (式) 返還保険料 = 既払込保険料 - (分割払保険料 × 12) × (保険始期日から失効日までの日数 / 365)



ご注意

お手続きには、客観的にどうぶつの死亡が確認できる書面(例:死亡診断書、火葬・葬儀の領収書等のコピー)が必要となります。書面での確認が取れない場合には、任意解約扱いとなりますのでご了承ください。

10 団体扱特約・集団扱特約が失効した場合の未払込保険料

団体扱特約または集団扱特約が付帯された契約において、以下の理由により団体扱特約または集団扱特約が失効することがあります。この場合は保険料の総額から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた未払込保険料の全額を未払込保険料の払込猶予期日*までに、団体または集団を経ずに弊社に直接お支払いいただきます。 ※集金不能日の属する月の翌月末日

①団体扱特約が失効する場合

- ▶退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ▶お勤め先等と弊社の間で交わしている「保険料集金に関する契約書」に定められた保険契約者の人数に不足する場合
- ▶資本関係の変更によりお勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ▶保険契約者が払込期日までに保険料を払い込まなかった場合 など

②集団扱特約が失効する場合

- ▶契約者が集団の構成員でなくなった場合
- ▶集団と弊社の間で交わしている「保険料集金に関する契約書」に定められた保険契約者の人数に不足する場合
- ▶保険契約者が払込期日までに保険料を払い込まなかった場合 など

なお、この払込猶予期日までに未払込保険料の全額をお支払いいただけない場合は、集金不能日以降に発生した身体障害については免責となり、弊社はその契約を解除することができます。

11 自動継続

(1)自動継続とは

この保険は保険契約の継続に関する特約が付帯されております。保険期間の満了と同時に、どうぶ

つ健康状態に関わらず、ご契約が自動的に継続されます。その際には、前契約の保険料お支払いに関する情報を利用させていただきます。満期日が属する月の3ヶ月前の末日までには継続契約についてのご案内をさせていただきますので、継続をご希望されない場合や、契約内容の変更がある場合には、その際に必ずお申し出ください。※自動継続ができない場合や、商品改定により保険料、補償内容などが変更となる場合があります。

保険契約のご継続は、継続契約の始期日時点での年齢が20歳11ヶ月までのご契約となります。

〔7歳でご契約、保険契約の始期日が4月1日、生年月日が3月10日の場合〕

始期日時点でのどうぶつの年齢が21歳に達しているため自動継続できません。



- ▶ 新たに弊社のペット保険をお申込みいただく場合は、そのときのどうぶつの健康状態についての告知が必要ですが、自動継続の場合は健康状態については告知なしでご継続いただけます。
- ▶ 継続前のご契約が継続時においてお取り扱いしていない商品の場合、お取り扱いしている同種類の商品に変更の上継続します。
- ▶ 継続後の保険料は継続時のどうぶつの年齢等により計算しますので、通常は継続前よりも保険料が高くなります。なお、ご契約の始期日時点での年齢が満0歳の〔混血犬(ミックス犬)〕の場合には、継続契約についてのご案内の前に体重確認をさせていただき、その申告体重に基づき次年度の保険料をご案内させていただきます。

(2) ご案内の流れ

①自動継続についてのお知らせ

保険契約の満期日が属する月の3ヶ月前の末日までには、継続契約についてのご案内をさせていただきます。継続後の補償内容をご確認の上、ぜひ補償の継続をご検討ください。

②自動継続を中止するには(ご契約を満了するには)

ご契約の満了をご希望のお客様は、お手数ですが「継続契約についてのご案内」に添付しております用紙に自動継続を中止する旨を記載していただき、期日までに弊社へご返送ください。この用紙をご返送いただかない場合には、ご契約は自動継続とさせていただきます。

③自動継続後の診療記録簿

新しい診療記録簿をお送りさせていただきますので記載内容をご確認の上、お手元で大切に保管してください。

2 補償内容

1 商品の仕組み

この保険は、保険の対象となる家庭で飼養されている犬、猫、鳥、うさぎ、フェレットのどうぶつが、病気・ケガによって診療を受け、被保険者が支払った診療費を補償します。

2 補償内容(保険金をお支払いする場合)

保険の対象となるどうぶつが病気またはケガを被り、その直接の結果として、どうぶつが日本国内で診療を受けたことによって被保険者が支払った通院、入院および手術の診療費に対して、普通保険約款・特約条項に従い50%を乗じた額を保険金としてお支払いします。

ただし、通院・入院・手術といった診療形態ごとの支払限度額および支払限度日数(回数)を超えないものとします。

保険の対象となる診療費の50%をお支払いします。			
	通院	入院	手術
支払限度額	10,000円まで/1日	10,000円まで/1日	100,000円まで/1回
限度日数(回数)	20日/1年間	20日/1年間	2回/1年間

- ▶ 同日に複数回通院した場合、通院日数は1日とみなします。この場合は保険の対象となる診療費を合算の上、1日の支払限度額を上限として保険金を計算します。なお、同日内の2回目以降の通院は必要書類を取り揃えの上、被保険者ご自身で直接弊社に保険金をご請求いただけます。
- ▶ 入院日数のカウント方法は、例えば2泊3日の場合であれば入院3日となります。
- ▶ 手術の場合には通院もしくは入院がセットとなり、それぞれ上記支払限度額が適用されます。
 - ▶例えば、2泊3日の入院中に手術を1回した場合は、入院3日に手術1回の限度額を合算して適用します。
- ▶ 同一原因による2回目以降の手術は、獣医学上止むを得ない場合に限りお支払対象となります。
- ▶ ワクチン等により予防可能である犬ジステンパーウイルス感染症、フィラリア感染症、狂犬病などは病気の発症日が、その予防措置の有効期間内であった場合に限り保険金をお支払いします。

3 保険金をお支払いできない主な場合

普通保険約款「第2章保険金を支払わない場合」および「別表1」(ペット賠償責任特約においては、ペット賠償責任特約条項第3条および第4条)、または別冊の「保険金請求方法のご案内」をご覧ください。

4 主な特約とその概要

ご契約により付帯される特約が異なりますので「ご契約内容のお知らせ」等でご確認ください。

特約名	特約の概要
保険契約の継続に関する特約	お申し出がない限り満期後は自動継続とさせていただきます。 なお、事前に継続契約についてのご案内をさせていただきますので、継続を希望されない場合には、満期日が属する月の3ヶ月前の末日までに必ずお申し出ください。
加入審査の省略に関する特約	弊社が定める告知書を提出した場合には、契約申込時の獣医師の診断（加入審査）が省略されます。
団体扱特約（給与引去方式）	集金契約に基づいて、お勤め先等の「団体」が保険料を給与引去により集金する場合に適用されます。
団体扱特約（口座振替方式）	集金契約に基づいて、お勤め先等の「団体」が保険料を口座振替により集金する場合に適用されます。
集団扱特約	集金契約に基づいて、「集団」が保険料を口座振替により集金する場合に適用されます。
特定疾病等不担保特約	保険証券等に記載の特定の傷病（傷害または疾病）に関する診療費用を、保険金の支払いの対象としない場合に適用されます。
ペット賠償責任特約	別に定める特約保険料のお支払いをいただくことにより付帯されます。保険の対象となるどうぶつが起こした噛みつき、引っかき等の加害事故によって、他人の身体や財物に損害を与え、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じた場合、1事故につき保険証券記載の支払限度範囲内で補償します。 1事故につき、3,000円を損害額から控除して支払うものとします。事故を起こされた場合、損害賠償事故に関わる相手方との示談については、弊社へご相談の上お進めください。

※詳しくは特約条項でご確認ください。

3

契約内容の変更に関するご連絡

主な手続きの種類

電話受付のみでお手続き可能な変更内容もありますが、内容によっては必要書類を弊社よりお送りしますので、ご記入の上提出をお願いいたします。

電話受付のみ

- ▶ 診療記録簿の再発行

マイページサービスからも可能

- ▶ ご契約者の住所・電話番号の変更
- ▶ ご契約者の改姓
- ▶ 保険金請求書（兼医療照会同意書）発行
など

電話受付あるいは
マイページサービスから
お手続きが可能なもの

- ▶ 保険契約の継承（譲渡）

- ▶ どうぶつの死亡
- ▶ ご契約者の死亡
- ▶ 保険契約の解約
など

書面による
お手続きが必要なもの

マイページサービスとは



弊社ではホームページ上に、ご契約ごとの「ご契約者様専用ページ」を用意しています。Web保険証券の閲覧・ダウンロード、保険金請求書類のダウンロード、保険金等受取状況の確認などを行うことができますので、ぜひご利用ください。（詳しくは裏表紙をご覧ください）

※ご注意 ご利用の際には弊社から発行させていただいておりますパスワードが必要となります。

ログイン方法

<http://cs.anicom-sompo.co.jp/>

ご契約者様ログイン



証券番号・パスワードを入力

4

保険金のご請求について

事前にご準備ください

- (1) 契約内容の変更は、契約者ご本人様よりご連絡をお願いいたします。
- (2) 契約内容の変更の際には、契約者のご本人確認をさせていただいております。
- (3) ご本人確認にあたっては、契約者のお名前、証券番号、架電者のお名前・ご契約者との関係（契約者ご本人・被保険者・左記以外の第三者）等をお伺いいたします。
- (4) 必ず診療記録簿等をお手元にご用意の上、お電話いただきますようお願いいたします。

弊社の連絡先

あんしんサービス
センター

0800-888-8256

携帯電話・PHSからはこちらへ **03-6810-2314**

受付時間：平日 9:30～17:30 土曜 9:30～15:30
(日・祝日および年末年始は除く)

※ご契約内容の確認のため、通話内容を録音させていただく場合があります。

1 診療費にかかる保険金のご請求方法

- (1) 動物病院窓口で保険金のご請求手続きを完了する方法
- (2) 被保険者ご自身で直接弊社に保険金を請求をしていただく方法 の2通りとなります。詳しくは、別冊の「保険金請求方法のご案内」をご覧ください。

2 賠償責任事故における保険金のご請求方法

賠償責任を負う可能性のある事故が発生した場合には、お早めに弊社「あんしんサービスセンター」にご連絡ください。また、賠償事故の相手方（損害賠償請求者）と示談締結をされる前に必ず弊社担当者にご相談くださいますようお願いいたします。事前にご相談のない示談解決は、負担された金額の一部または全部について保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。詳しくは、別冊の「保険金請求方法のご案内」をご覧ください。



ご契約者からいただく「よくあるご質問」への回答は、弊社ホームページでもご覧いただけます。

<http://faq.anicom-sompo.co.jp>

Q1

引越しました。住所や電話番号を変更したいのですが。

A

マイページサービスの「ご契約者様専用ページ」にてお手続きができます。（詳しくは裏表紙をご覧ください。）

また「あんしんサービスセンター」にお電話いただければオペレーターが住所変更のお手続きを承ります。住所変更手続きをいただけない場合、各種ご案内が届かなくなり、ご契約者に迷惑をおかけする場合がありますので忘れずにご連絡ください。

Q2

結婚して改姓しました。どのような手続きが必要ですか？

A

マイページサービスの「ご契約者様専用ページ」にてお手続きができます。（詳しくは裏表紙をご覧ください。）
また、「あんしんサービスセンター」でもお手続き方法をご案内させていただきます。

Q3

契約内容を確認したり、保険金受取状況などを知りたいのですが。

A

マイページサービスの「ご契約者様専用ページ」にてWeb保険証券*の閲覧・ダウンロード、保険金等受取状況の確認などができますので、ぜひご利用ください。（詳しくは裏表紙をご覧ください。）
また、「あんしんサービスセンター」でも契約内容のご案内をさせていただきます。

* ご契約内容がすべて確認できる書類です。

Q4

どうぶつを譲渡することになりました。何か手続きが必要ですか？

A

契約者ご本人様より「あんしんサービスセンター」までご連絡ください。ご契約の継続を希望される場合、されない場合に応じて手続方法（書類）をご案内します。

(1)ご契約の継続を希望の場合

保険契約の承継（譲渡）になりますので、現在のご契約者（譲渡される方）と今後のご契約者（譲受人）連名でお手続きをしていただきます。

なお未払込保険料につきましては、現在のご契約者に対し一括でご請求させていただきます。

(2)ご契約の継続を希望されない場合

解約のお手続きになります。

Q5

どうぶつが死亡しました。

A

必要書類をお送りしますので「あんしんサービスセンター」までご連絡ください。お手続きの際は、次の点にご注意ください。

お手続きには、客観的にどうぶつの死亡が確認できる書面（例：死亡診断書、火葬・葬儀の領収書等のコピー）が必要となります。書面での確認が取れない場合には、任意解約扱いとなりますのでご了承ください。



詳細については、前述の「1.ご契約にあたって」**9** 契約の失効をご覧ください。

6 アニコム損保からのご案内

1 代理店の役割

(1) 保険契約の「媒介」と「代理」について

弊社の保険代理店は、弊社との委託契約に基づき、弊社に代わってお客様に保険商品内容の説明を行うことや、お客様との間で保険契約の締結の「代理」権を有する代理店と、保険契約の締結の「媒介」を行う代理店があります。代理店の役割がご不明な場合は、弊社または弊社代理店までご確認ください。

(2)「媒介」について

代理店がお客様と弊社の間で保険契約の締結の媒介を行う場合は、お客様からの保険契約のお申込みに対して弊社が承諾したときに、保険契約が締結されたものとして有効に成立します。

(3)「代理」について

新規に保険契約をお申込みいただく場合、保険契約の締結代理権を有する代理店とご締結いただいた保険契約は、有効に成立したことになります。ただし、弊社の引受審査の結果、「特定の傷病は保険の対象外」とする条件(特定疾病等不担保特約)が適用される場合がありますのでご了承ください。(ご注意) アニコム損保の「どうぶつ健保」対応病院は代理店ではありませんのでご注意ください。

2 個人情報の取扱いに関するご案内

弊社およびアニコムグループ各社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、以下(1)から(4)の利用・提供を行うことがあります。なお、センシティブ情報の利用目的は、法令により業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- (1) 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
- (2) 契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をする上での参考とするために、個人情報を他の損害保険会社(少額短期保険業者を含みます。)または、社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- (3) 弊社とアニコムグループ各社との間または弊社と弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
- (4) 再保険引受会社等における再保険契約の締結、継続・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること

弊社およびアニコムグループ各社における個人情報の取扱い、アニコムグループ各社の範囲、アニコムグループ内における個人情報の管理責任者および各種商品やサービスの一覧などについての詳細は、弊社ホームページ(<http://www.anicom-sompo.co.jp/>)をご覧ください。

3 保険料控除

ペット保険「どうぶつ健保ふぁみりい」は、保険料控除の対象にはなっておりませんのでご注意ください。

4 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社である弊社の経営が破綻した場合等には、保険金、返還金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。このペット保険「どうぶつ健保ふぁみりい」は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっており、万が一弊社が経営破綻した場合の保険金、返還金等は原則として80%(経営破綻後3ヶ月以内に発生した保険事故にかかる保険金は100%)補償されます。損害保険契約者保護機構についてご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

お問い合わせ先 損害保険契約者保護機構

TEL: 03-3255-1635 URL: <http://www.sonpohogo.or.jp/>

ペット保険普通保険約款および特約条項

この普通保険約款・特約条項においては、アニコム損保のペット保険「どうぶつ健保ふあみりい」の内容に関する大切な事柄について記載されておりますので、ご一読いただきますようお願い申し上げます。

1. ペット保険普通保険約款

第1章 当会社の責任

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、保険証券記載の家庭動物（以下「家庭動物」といいます。）が傷害または疾病（以下「身体障害」といいます。）を被り、その直接の結果として、家庭動物に対し日本国内で診療がなされたことによって被保険者が支払った診療費に対して、この約款に従い保険金を支払います。

第2条（用語の定義）

この約款において、次の各号の用語の意味は、それぞれ次の各号の定義に従うものとします。

（1）家庭動物

愛がん動物または伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養ならびに管理されている動物および身体障害者補助犬法に定める身体障害者補助犬をいいます。

（2）身体障害

イ. 傷害

家庭動物が急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。

ロ. 疾病

家庭動物が被ったイ.の傷害以外の身体障害をいいます。

（3）身体障害を被った時

イ. 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時をいいます。

ロ. 疾病については、獣医師（被保険者が獣医師である場合は、被保険者以外の獣医師をいいます。以下同様とします。）が診断した発症の時をいいます。

（4）動物病院等

獣医療法に基づき、都道府県知事に届出を行った診療施設をいいます。

（5）入院

獣医師による診療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、家庭動物を動物病院等に入れ、常に獣医師の管理下において治療に専念させることをいいます。

（6）手術

診療を目的とし、器具および全身麻酔を用いて切除、切開等を行うことをいいます。

全身麻酔下での歯科処置、整形外科疾患の非観血的処置および胃内異物除去目的の場合の内視鏡を用いた処置も手術とみなします。

（7）通院

獣医師による診療が必要な場合において、動物病院等に通い、獣医師による診療を受けることをいいます。

（8）診療

獣医師および獣医師の指示により動物病院等の従業員が行う発症の原因を究明するための診察（検査を含みます。）および当該診察に基づく治療行為ならびにこれらに付随する入院、手術および通院による予防措置以外の一連の医療行為をいいます。

（9）被保険者

イ. 被保険者は、保険証券記載の被保険者（以下「本人」といいます。）のほか、次の者をいいます。

（イ）本人の配偶者

（ロ）本人または配偶者と生計を共にする同居の親族

（ハ）本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

ロ. イ.の本人と本人以外の被保険者との続柄は、家庭動物が第3号の身体障害を被った時におけるものをいいます。

ハ. イ.の本人として指定された者について死亡その他の事由が生じた場合においても、当会社は、保険契約者または被保険者がその事由に基づく本人の変更を当会社に申し出て、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

（10）継続契約

ペット保険普通保険約款に基づく保険契約（以下「ペット保険契約」といいます。）に基づいた以下の条件を満たすペット保険契約をいいます。

イ. 保険期間の満了日（そのペット保険契約が満了日前に解除されていた場合にはその解除日）の翌日を始期日とする。

ロ. 家庭動物が同一である。

（11）初年度契約

前号の継続契約以外のペット保険契約をいいます。

（12）重複保険契約

この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他のペット保険契約等の損害保険契約をいいます。

（13）動物取扱業者

動物の愛護及び管理に関する法律に定める規定による登録を受けた者をいいます。

第3条（責任の始期および終期）

当会社の保険責任は、保険証券に記載された保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午前0時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときは、その時刻）に始まり、末日の午後12時に終わります。ただし、保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険期間と支払責任の関係）

- 1 当社は、家庭動物に対して保険期間中に診療がなされたものに限り、保険金を支払います。
- 2 前項の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合には、診療の原因となった身体障害を被った時が保険契約の始期日以前のときは、当社は、保険金を支払いません。
- 3 第1項の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、診療の原因となった身体障害が疾病の場合には、保険期間の始期日からその日を含めて30日を経過した日の翌日の午前0時より前に診療の原因となった身体障害を被った時が該当するときは、当社は、保険金を支払いません。
- 4 第1項の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合には、診療の原因となった身体障害を被った時がこの保険契約が継続されてきた初年度契約の始期日以前のときは、当社は、保険金を支払いません。

第2章 保険金を支払わない場合

第5条（保険金を支払わない場合）

- 1 当社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって家庭動物が被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。
 - (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
 - (2) 被保険者の精神障害、泥酔状態、心神喪失または薬物依存等による行為
 - (3) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - (4) 原因のいかんを問わず、家庭動物に対して給餌または給水等基本的な管理を怠ったこと
 - (5) 被保険者が酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態において正常に家庭動物の管理ができないために発生した事故
 - (6) 地震、噴火またはこれらによる津波、風水害等の自然災害
 - (7) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（この約款においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - (8) 核燃料物質（使用済核燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - (9) 前3号の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - (10) 第8号以外の放射線照射または放射能汚染
- 2 当社は、別表1に掲げる身体障害に対する診療費用に対しては、保険金を支払いません。
- 3 当社は、予防のために行ったワクチン接種費用およびマイクロチップの埋め込み費用に対しては、保険金を支払いません。

第3章 支払保険金の範囲および支払額

第6条（支払保険金の範囲）

当社は、家庭動物が第1条（当社の支払責任）の身体障害を被り、その直接の結果として、被保険者が支払った診療費等から前条に定める保険金を支払わない場合に該当する診療費等を除い

た診療費につき、当該診療が行われた地において一般に認められる金額に対して保険証券記載の支払割合を乗じた金額を保険金として被保険者に支払います。ただし、平常の生活に支障がない程度に身体障害がなかったとき以降は、保険金を支払いません。

第7条（支払限度額）

- 1 前条の規定により、当社が支払うべき保険金の額は、下表に掲げる診療の形態に応じた支払限度額とそれぞれに対応する限度日数または限度回数の範囲において、次の各号の算式によって算出した額を限度とします。なお、手術については、1身体障害につき1回の手術を限度としますが、1身体障害につき複数回の手術が必要な場合は、2回までとします。

診療の形態	支払限度額	限度日数または限度回数
入院	1日あたり1万円	20日
通院	1日あたり1万円	20日
手術	1回あたり10万円	2回

- (1) 入院または入院中に手術が行われた場合

イ. 入院のみの場合

入院における1日あたりの支払限度額×入院日数

ロ. 入院中に手術が行われた場合

入院における1日あたりの支払限度額×入院日数+手術における1回あたりの支払限度額×手術回数

- (2) 通院または通院当日に手術が行われた場合

イ. 通院のみの場合

通院における1日あたりの支払限度額

ロ. 通院当日に手術が行われた場合

通院における1日あたりの支払限度額+手術における1回あたりの支払限度額×手術回数

- 2 動物取扱業者で満0歳の家庭動物を購入と同時に保険契約を締結した初年度契約においては、前項の表を下表のとおり読み替えます。

- (1) 保険期間の始期日から1か月間

診療の形態	支払限度額	限度日数または限度回数
入院	1日あたり2万円	20日
通院	1日あたり2万円	20日
手術	1回あたり20万円	2回

- (2) その後の11か月間

診療の形態	支払限度額	限度日数または限度回数
入院	1日あたり1万円	20日
通院	1日あたり1万円	20日
手術	1回あたり10万円	2回

- 3 前2項に定める限度日数および限度回数は、保険期間中に診療がなされたものに限りです。

第8条（重複保険契約）

- 1 重複保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして

算出した支払責任額の合計額が「被保険者が負担した費用の額」を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

$$\text{被保険者が負担した費用の額} \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \frac{\text{この保険契約の支払保険金の額}}{\text{この保険契約の支払責任額の合計額}}$$

2 前項の「被保険者が負担した費用の額」は、被保険者が実際に負担した費用の額から、身体障害が第三者の行為によって家庭動物になされた場合、第三者により支払われた損害賠償金を控除した額をいいます。

第9条（他の身体の障害または疾病の影響）

- 1 家庭動物が第1条（当社の支払責任）の身体障害を被ったときすでに存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、同条の身体障害が重大となったときは、当社は、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。
- 2 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第1条（当社の支払責任）の身体障害が重大となったときも、前項と同様の方法で支払います。

第4章 保険契約者または被保険者の義務

第10条（告知義務）

- 1 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）は、家庭動物の病歴等の健康状態を当社の定める様式に従って保険契約申込書に記載し、かつ、獣医師の診断（加入審査）を受けなければなりません。その結果、保険契約締結時に特定疾病等不担保特約を付帯することがあります。
- 2 前項の規定にかかわらず、動物取扱業者で満0歳の家庭動物を購入と同時に保険契約を締結した初年度契約については、家庭動物の病歴等の健康状態を当社の定める様式に従って保険契約申込書に記載する必要がなく、かつ、獣医師の診断（加入審査）を受ける必要もありません。
- 3 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、保険契約申込書の記載事項について、当社の知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げたときは、当社は、書面により保険証券記載の保険契約者の住所（第13条（保険契約者の住所変更）に関する通知義務）第1項の規定による通知があった場合はその住所をいいます。）にあてた通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 4 この保険契約が継続契約である場合には、家庭動物の身体障害の有無については、告知すべき事項とはしません。ただし、この保険契約の支払条件が、この保険契約の継続前契約に比べて当社の保険責任を加重するものである場合には、この限りではありません。
- 5 第3項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者にあてた通知をもって保険契約者に対する通知とみなします。
 - (1) 第26条（保険契約者の変更）第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者が明らかでないとき。
 - (2) 第26条（保険契約者の変更）第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者全員の所在が明らかでないとき。

(3) 前2号のほか、正当な理由により保険契約者に通知できないとき。

6 第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。

- (1) 第3項の告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合
 - (2) 当社が保険契約締結の際、第3項の告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
 - (3) 第1条（当社の支払責任）に定める家庭動物が身体障害を被る前に保険契約者または被保険者が第3項の告げなかった事実または告げた不実のことに付いて書面をもって更正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、更正の申出を受けた場合においては、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が更正すべき事実を当社に告げても当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、当社は、これを承認するものとします。
 - (4) 当社が第3項の告げなかった事実または告げた不実のことを知った日からその日を含めて保険契約を解除しないで30日を経過した場合
- 7 保険契約申込書の記載事項中、第3項の告げなかった事実または告げた不実のことが、当社が行う危険測定に関係のないものであった場合には、同項の規定は適用しません。
- 8 第3項の規定による解除が身体障害を被った後になされた場合でも、第18条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- 9 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が証明したときは、当社は、保険金を支払います。
- 10 第3項の規定にかかわらず保険契約締結の際、重複保険契約に関する事項について、当社に知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げたときは、当社は、書面により保険証券記載の保険契約者の住所にあてた通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第11条（保険料の返還または請求—告知義務）

- 1 前条の規定により当社が保険契約を解除したときは、当社は、すでに払い込まれた保険料は返還しません。ただし、前条第10項の規定により当社が保険契約を解除した場合において、保険契約者および被保険者（これらの者の代理人を含みます。）に故意または重大な過失がなかったときは、当社は、すでに払い込まれた保険料の全額を返還します。
- 2 前条第4項の規定により保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- 3 前項の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領取前に被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。

第12条（重複保険契約に関する通知義務）

保険契約締結の後、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。）は、重複保険契約を締結するときはあらかじめ、重複保険契約があることを知ったときは、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

第13条（保険契約者の住所変更に関する通知義務）

- 1 保険契約者が保険証券記載の住所を変更したときは、保険契約者またはその代理人は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- 2 保険契約者またはその代理人が前項の規定による通知をしなかったときは、当会社の知った最終の住所に送付した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

第5章 保険契約の無効、失効および解除

第14条（保険契約の無効）

保険契約締結の際、次の各号に掲げる事実のいずれかがあったときは、保険契約は無効とします。

- (1) 保険契約に関し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。第3号において同様とします。）に詐欺（未遂を含みます。）の行為があったとき。
- (2) 他人のためにこの保険契約を締結した場合において、保険契約者とその旨を保険契約申込書に記載しなかったとき。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者がすでに家庭動物の身体障害またはその原因が発生していたことを知っていたとき。ただし、継続契約の場合はこの限りではありません。

第15条（保険契約の失効）

- 1 保険契約締結の後、家庭動物が死亡したときは、保険契約は効力を失います。
- 2 前項に定める事由が生じたときは、保険契約者は遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

第16条（保険料の返還－無効、失効の場合）

- 1 保険契約が無効または失効の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）に故意または重大な過失があったときは、当会社は、すでに払い込まれた保険料は返還しません。
- 2 保険契約が無効または失効の場合において、保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）に故意または重大な過失がなかったときは、当会社は、無効の場合にはすでに払い込まれた保険料の全額を返還し、失効の場合には次の算式によって計算した保険料を返還します。

$$\text{返還保険料} = \text{年間保険料} \times \frac{\text{未経過日数}}{\text{現存契約の保険期間日数}}$$

第17条（保険契約の解除）

- 1 当会社は、第12条（重複保険契約に関する通知義務）に規定する重複保険契約の事実があることを知ったときは、その事実について書面による通知を受領したと否とを問わず、当会社からの書面により保険証券記載の保険契約者の住所（第13条（保険契約者の住所変更に関する通知義務）第1項の規定による通知があった場合はその住所をいいます。次項において同様とします。）にあてた通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 2 前項のほか、当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、解除する日の30日前までに書面により保険証券記載の保険契約者の住所にあてて送付する通知をもって、この保険契

約を解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。次号において同様とします。）が保険金を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で家庭動物に身体障害を被らせたこと（未遂を含みます。）が判明した場合
- (2) 保険金の請求に関し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に詐欺の行為があったことが判明した場合
- (3) 前2号のほか、当会社がこの保険契約を解除する相当の理由があると認めた場合
- 3 保険契約者が保険契約を解除するときは、その旨を当会社に通知することによってこの保険契約を解除することができます。
- 4 第1項の規定による解除をした場合には、第12条（重複保険契約に関する通知義務）に規定する重複保険契約の事実が発生した時以降に生じた家庭動物の身体障害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、次条の規定にかかわらず、当会社は、その返還を請求することができます。
- 5 第1項の規定に基づく当会社の解除権は、当会社がその事実があることを知った日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。ただし、この保険契約解除の場合において、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。）が故意または重大な過失により第12条（重複保険契約に関する通知義務）の規定による申出を怠り、かつ、当会社が、これらの者に保険金を詐取する目的の疑いのあることを示したときは、この限りではありません。

第18条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第19条（保険料の返還－解除の場合）

- 1 第17条（保険契約の解除）第1項または第2項の規定により当会社が保険契約を解除したときは、当会社は、次の算式によって計算した保険料を返還します。

$$\text{返還保険料} = \text{年間保険料} \times \frac{\text{未経過日数}}{\text{現存契約の保険期間日数}}$$

- 2 第17条（保険契約の解除）第3項の規定により保険契約者が保険契約を解除したときは、当会社は、次の算式によって計算した保険料を返還します。

$$\text{返還保険料} = \text{年間保険料} \times \left(\frac{100\% - \text{既経過期間に対する別表2に掲げる短期料率}}{100\%} \right)$$

第6章 身体障害を被ったときおよび保険金請求の手続き

第20条（身体障害を被ったときの通知）

- 1 家庭動物が第1条（当会社の支払責任）の身体障害を被ったときは、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。次項において同様とします。）は、身体障害を被った日からその日を含めて30日以内に、身体障害を被った状況および身体障害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは家庭動物の身体の診察を求めたときは、これに応じなければなりません。

- 2 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が公序良俗に反しない正当な理由がなく前項の規定に違反したとき、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかったときもしくは不実のことを告げたときは、当社は、保険金を支払いません。

第21条（保険金の請求）

- 1 被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）（以下「被保険者等」といいます。）が保険金の支払を受けようとするときは、別表3に掲げる書類のうち当社が求めるものを、診療日からその日を含めて30日以内に提出しなければなりません。
- 2 前項の規定にかかわらず、30日以内に家庭動物が複数回に亘る診療を受けた場合には、被保険者等は、それらの保険金を一括して当社に請求することができます。（以下「一括請求」といいます。）
被保険者等が保険金の支払を受けようとするときは、別表3に掲げる書類のうち当社が求めるものを、一括請求する中での最終診療日からその日を含めて30日以内に提出しなければなりません。
- 3 当社は別表3に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができます。
- 4 被保険者等が第1項から第3項までの書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったとき、もしくは不実の記載をしたときは、当社は保険金を支払いません。

第22条（当社の指定獣医師による診察等の要求）

- 1 当社は、保険契約締結の際、当社が費用を負担して、必要な事実調査を行い、また、被保険者等に対して当社の指定する獣医師による家庭動物に対する診断を求めることができます。
- 2 当社は、第20条（身体障害を被ったときの通知）の規定による通知または前条の規定による請求を受けた場合、必要と認めるときは、当社が費用を負担して、被保険者等に対して当社の指定する獣医師による家庭動物の身体診察を求めることができます。
- 3 前2項の規定による当社の申出について、正当な理由がなくこれを拒んだときは、当社は、保険金を支払いません。

第23条（保険金の支払）

- 1 当社は、被保険者等が第21条（保険金の請求）第1項または第2項の規定による手続を完了した日からその日を含めて30日以内に保険金を支払います。
- 2 前項の規定において、この期間内に被った身体障害および損害の有無、保険金を支払わない事由、支払保険金の額、告知義務違反による保険契約の解除等の当否等および保険金支払に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく、保険金を支払います。
- 3 前2項の規定による保険金の支払は、当社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第24条（評価人および裁定人）

- 1 身体障害の程度、診療期間および診療費の額の決定について、当社と保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）との間で争いが生じたときは、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの評価人の判断に任せます。この場合において、評価人の間で意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人にこれを裁

定させます。

- 2 当事者は、自己の選定した評価人の費用（報酬を含みます。）を各自負担し、その他の費用（裁定人に対する報酬を含みます。）は、半額ずつこれを負担するものとします。

第25条（代位）

- 1 第1条（当社の支払責任）の損害が第三者の行為によって生じ、当社が保険金を支払ったときは、当社は、その支払った保険金の額を限度として家庭動物の損害に関し被保険者が第三者に対して有する一切の権利を取得します。
- 2 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。次項において同様とします。）は、当社が取得する前項の権利の保全および行使、ならびに、そのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。
- 3 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前項の規定に違反したときは、当社は、第三者に対して有する権利を行使することによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。

第7章 保険契約者の変更等

第26条（保険契約者の変更）

- 1 保険契約締結の後、保険契約者は、保険契約上の一切の権利および義務を第三者に承継させることができます。
- 2 前項の規定による承継を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- 3 保険契約締結の後、保険契約者が死亡したときは、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人が保険契約上の一切の権利および義務を承継するものとします。

第8章 その他

第27条（保険契約の継続）

- 1 保険期間の満了に際し、保険契約を継続する場合において、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。）は、その旨を当社に告げなければなりません。この場合の告知に関する第10条（告知義務）の規定の適用については、同条第3項、第6項第2号および第10項の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約継続の場合」と、同条第3項および第7項の規定中「保険契約申込書の記載事項」とあるのは「保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項」と、同条第6項第3号の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約を継続するとき」と、「締結していた」とあるのは「継続していた」とします。
- 2 保険契約継続の場合には、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券と新たな保険証券に代わる書面をもってこれに代えることができます。

第28条（他の法令に基づく共済契約の取扱い）

第8条（重複保険契約）または第12条（重複保険契約に関する通知義務）の規定の適用については、他の法令に基づき締結される共済契約を保険契約とみなします。

第29条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第30条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 1（第5条第2項関係）

第5条（保険金を支払わない場合）第2項の身体障害に対する診療費用とは、次に掲げる各号にかかる費用をいいます。

- (1) この保険契約始期日以前から家庭動物が被っていた身体障害および発症している先天性異常
- (2) 次の疾病およびこれらに起因する疾病（ただし、当該疾病の発病日がその予防措置の有効期間内であった場合は保険金を支払います。）犬パルボウイルス感染症、犬ジステンパーウイルス感染症、犬パラインフルエンザ感染症、犬伝染性肝炎、犬アデノウイルス2型感染症、狂犬病、犬コロナウイルス感染症、犬レプトスピラ感染症、フィラリア感染症、猫汎白血球減少症、猫カリシウイルス感染症、猫ウイルス性鼻気管炎、猫白血病ウイルス感染症
- (3) 家庭動物の交配、妊娠、出産、早産、帝王切開、流産および人工流産、およびそれらによって生じた症状および傷病
- (4) 乳歯遺残、停留嚢丸、睫毛乱生、涙やけ、臍ヘルニア、そけいヘルニア、歯石取り、兎の過長歯にかかるすべての処置（不正咬合を含みます。）、肛門腺搾り、疾病予防の処置によって被った身体障害
- (5) 前2号の処置に他の診療を併行して行った場合の前2号の処置（麻酔費用を含みます。）
- (6) 健康体に行われた検査後に、症状原因または診断名が確定した場合の当該検査費用（健康体を想定して行われた検査費用を含みます。ただし、加療の効果を計るために治療の一環を構成する検査費用は含みません。）
- (7) 入院中の食餌に該当しない食物および療法食、サプリメント、ビタミン剤等の健康食品、すべての医薬部外品、薬事法上の医薬品に該当しない漢方薬
- (8) 中国医学（鍼灸を除きます。）、インド医学、ハーブ療法、アロマセラピー、ホメオパシー、温泉療法、酸素療法等の代替医療、減感作療法
- (9) シャンプー、薬用シャンプーおよび医薬品シャンプー（ただし、院内での薬浴を除きます。）、イヤークリーナー（ただし、院内での処置に用いられるものを除きます。）
- (10) 時間外診療費および往診料（ただし、動物取扱業者から引き渡された日を始期とする家庭動物の初年度契約の最初の1か月間を除きます。）、ペットホテルまたは預かり料、散歩料、予防目的のための初診料および再診料、文書料、カルテ登録料、保険金請求書類の送付料、動物病院等へ行かず薬剤のみ配達される配達料、またはこれらと同種の費用
- (11) カウンセリング料、相談料、指導料
- (12) 安楽死、遺体処置、解剖検査（死因分析）

別表 2（第19条関係）

短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

- 1 動物取扱業者で満0歳の家庭動物を購入と同時に締結した保険契約が初年度契約の場合
- 2 左記1以外の保険契約の場合

既経過期間	割合（％）	既経過期間	割合（％）
1か月まで	40%	1か月まで	12%
2か月まで	46%	2か月まで	20%
3か月まで	52%	3か月まで	28%
4か月まで	58%	4か月まで	36%
5か月まで	64%	5か月まで	44%
6か月まで	70%	6か月まで	52%
7か月まで	76%	7か月まで	60%
8か月まで	82%	8か月まで	68%
9か月まで	88%	9か月まで	76%
10か月まで	92%	10か月まで	84%
11か月まで	96%	11か月まで	92%
1年まで	100%	1年まで	100%

別表 3（第21条関係）

保険金請求書類

提出書類	通院	入院	手術
保険金請求書	○	○	○
保険証券（写）	○	○	○
診療費用の支払を証明する診療明細書 （注）当該病院において診療明細書が発行されない場合は領収証	○	○	○
手術の内容を証明する獣医師の診断書			○

（注）動物病院発行の診療明細書もしくは領収証において、被保険者名、家庭動物名、受診日（通院、入院および手術の区別）、診療内容、診療項目ごとの金額内訳など保険金支払に必要な項目が明らかでない場合には、別途、獣医師が記入および押印した診療項目別診療明細書を当会社に提出しなければなりません。

2. ペット賠償責任特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、家庭動物の行為に起因して、日本国内において発生した偶然な事故により、他人（次条（被保険者およびその範囲）に定める被保険者以外の者をいいます。以下同様とします。）の身体の障害（この特約条項においては傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。）または財物の滅失、き損もしくは汚損（以下「財物の損壊」といいます。）に対して、被保険者が、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、この特約条項が付帯された普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこの特約条項に従い、保険金を支払います。

第2条（被保険者およびその範囲）

1 この特約条項における被保険者は、保険証券記載の被保険者（以下「本人」といいます。）のほか、次の者をいいます。ただし、責任無能力者は含まないものとします。

(1) 本人の配偶者

(2) 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族

(3) 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

2 前項の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

3 第1項の本人として指定された者について死亡その他の事由が生じた場合においても、当社は、保険契約者または被保険者がその事由に基づく本人の変更を当会社に申し出て、当社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって家庭動物が行った行為によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失

(2) 被保険者の精神障害、泥酔状態、心神喪失または薬物依存等による行為

(3) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

(4) 狂犬病のワクチンの接種を怠ったこと

(5) 被保険者が酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態において正常に家庭動物の管理ができないために発生した事故

(6) 地震、噴火またはこれらによる津波、風水害等の自然災害

(7) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（この特約条項においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

(8) 核燃料物質（使用済核燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(9) 前3号の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(10) 第8号以外の放射線照射または放射能汚染

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次の各号に掲げる損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

(1) 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任

(2) 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

(3) 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任

(4) 被保険者または被保険者の指図による闘争行為に起因する損害賠償責任

(5) 航空機、船舶・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する事故による損害賠償責任

第5条（支払保険金の範囲）

当社が支払う保険金の範囲は、次の各号に掲げるものに限ります。

(1) 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがあるときは、その価額をこれから差し引くものとします。

(2) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます。）

(3) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用

(4) 被保険者が第7条（事故の発生）第1項第3号の措置を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用

(5) 損害を防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、支出につきあらかじめ当社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用

(6) 第8条（損害賠償責任解決の特例）の規定により、被保険者が当社の要求に従い、協力するために直接要した費用

(7) 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第7条（事故の発生）第1項第2号または第24条（代位）第2項の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した必要または有益な費用

第6条（保険金の支払額）

当社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の各号の金額の合計額とします。

(1) 前条（支払保険金の範囲）第1号に規定する損害賠償金の額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、保険証券記載の支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を限度とします。

(2) 前条第2号から第7号までに規定する費用についてはその全額。ただし、同条第2号および第3号の費用は、同条第1号の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合、その支払限度額の同条第1号の損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。

第7条（事故の発生）

1 保険契約者または被保険者は、第1条（保険金を支払う場合）の事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知ったときは、次の各号に掲げる事項を行わなければなりません。

(1) 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者があるときはその住所、氏名を、また損害賠償の請求を受けたときはその内容を、遅滞なく、当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必

要な手続をとること。

- (3) 損害を防止または軽減するために必要な措置を講ずること。
 - (4) 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ当社の承認を得ること。
ただし、応急手当、護送、その他の緊急措置については、この限りではありません。
 - (5) 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、ただちに書面をもって当社に通知すること。
- 2 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前項各号の義務に違反したときは、当社は、第1号および第5号の場合には保険金を支払いません。また、第2号および第3号の場合には防止または軽減することができたと認められる額を、第4号の場合には当社が損害賠償責任がないと認めた額を、それぞれ差し引いて、保険金の額を決定します。

第8条（損害賠償責任解決の特例）

- 1 当社は、必要と認めるときは、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- 2 被保険者が、正当な理由がなく前項の協力に応じないときは、当社は、保険金を支払いません。

第9条（保険金の請求）

- 1 当社に対する保険金請求は、損害賠償金の額が確定したときからこれを行うことができます。
- 2 被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）（以下「被保険者等」といいます。）が保険金の支払を請求するときは、損害賠償金の額が確定したときから30日以内に、保険金請求書および損害賠償金の額または費用を証明する書類その他当社が必要とする書類を、当社に提出しなければなりません。
- 3 被保険者等が、正当な理由がなく前項の規定に違反したときまたは提出書類につき知っている事実を記載しなかったとき、もしくは不実の記載をしたときは、当社は、保険金を支払いません。

第10条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

この特約条項によって支払われる損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{他の保険契約がないものとして算出したこの保険契約の支払責任額}}{\text{他の保険契約がないものとして算出したそれぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{保険金の支払額}$$

第11条（告知義務）

- 1 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。）が故意または重大な過失によって、保険契約申込書の記載事項について、当社に知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げたときは、当社は、書面により保険証券記載の保険契約者の住所（第13条（保険契約者の住所変更に関する通知義務）第1項の規定による通知があった場合はその住所をいいます。）にあてた通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。

- (1) 前項の告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合
 - (2) 当社が保険契約締結の際、前項の告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
 - (3) 当社が前項の告げなかった事実または告げた不実のことを知った日からその日を含めて保険契約を解除しないで30日を経過した場合
- 3 保険契約申込書の記載事項中、第1項の告げなかった事実または告げた不実のことが、当社が行う危険測定に関係のないものであった場合には、同項の規定は適用しません。
- 4 第1項の規定による解除が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った後になされた場合でも、第18条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第12条（保険料の返還-告知義務）

前条第1項の規定により当社が保険契約を解除したときは、当社は、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

第13条（保険契約者の住所変更に関する通知義務）

- 1 保険契約者が保険証券記載の住所を変更したときは、保険契約者またはその代理人は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。
- 2 保険契約者またはその代理人が前項の規定による通知をしなかったときは、当社の知った最終の住所に送付した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

第14条（保険契約の無効）

保険契約締結の際、次の各号に掲げる事実のいずれかがあったときは、保険契約は無効となり、この特約もまた無効とします。

- (1) 保険契約に関し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。第3号において同様とします。）に詐欺（未遂を含みます。）の行為があったとき。
- (2) 他人のためにこの保険契約を締結した場合において、保険契約者がその旨を保険契約申込書に記載しなかったとき。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者がすでに第1条（保険金を支払う場合）に定める偶然な事故またはその原因が発生していたことを知っていたとき。ただし、継続契約の場合はこの限りではありません。

第15条（保険契約の失効）

- 1 保険契約締結の後、家庭動物が死亡したときは、保険契約は効力を失い、同時にこの特約もまた効力を失います。
- 2 前項に定める事由が生じたときは、保険契約者は遅滞なく、書面をもってその旨を当社に通知しなければなりません。

第16条（保険料の返還-無効、失効の場合）

- 1 保険契約が無効または失効の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）に故意または重大な過失があったときは、当社は、すでに払い込まれた保険料は返還しません。
- 2 保険契約が無効または失効の場合において、保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）に故意または重大な過失がなかったときは、当社は、無効の場合にはすでに払い込まれた保険料の全額を返還し、失効の場合には次の算式によって計算した保険料を返還します。

$$\text{返還保険料} = \text{年間保険料} \times \frac{\text{未経過日数}}{\text{現存契約の保険期間日数}}$$

第17条（保険契約の解除）

- 1 当社は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、解除する日の30日前までに書面により保険証券記載の保険契約者の住所にあてて送付する通知をもって、この保険契約を解除することができます。解除された時は同時にこの特約もまた解除されます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。次号において同様とします。）が保険金を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で身体障害を被らせたこと（未遂を含みます。）が判明した場合
 - (2) 保険金の請求に関し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に詐欺の行為があったことが判明した場合
 - (3) 前2号のほか、当社がこの保険契約を解除する相当の理由があると認めた場合
- 2 保険契約者がこの特約条項を解除するときは、その旨を当社に通知することによってこの特約条項を解除することができます。
- 3 第1項に基づく当社の解除権は、当社がその事実があることを知った日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。

第18条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第19条（保険料の返還－解除の場合）

- 1 第17条（保険契約の解除）第1項の規定により当社が保険契約を解除したときは、当社は、次の算式によって計算した保険料を返還します。

$$\text{返還保険料} = \text{年間保険料} \times \frac{\text{未経過日数}}{\text{現存契約の保険期間日数}}$$

- 2 第17条（保険契約の解除）第2項の規定により保険契約者が保険契約を解除したときは、当社は次の算式によって計算した保険料を返還します。

$$\text{返還保険料} = \text{年間保険料} \times \left(100\% - \text{既経過期間に対する普通約款別表2に掲げる短期料率} \right)$$

第20条（保険金の支払）

- 1 当社は、被保険者等が第9条（保険金の請求）第2項の規定による手続を完了した日からその

日を含めて30日以内に保険金を支払います。

- 2 前項の規定において、当社がこの期間内に被った損害の有無、保険金を支払わない事由、支払保険金の額、告知義務違反による保険契約の解除等の当否等および保険金支払に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく、保険金を支払います。
- 3 前2項の規定による保険金の支払は、当社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第21条（評価人および裁定人）

- 1 法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害の額の決定について、当社と保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）との間で争いが生じたときは、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの評価人の判断に任せます。この場合において、評価人の間で意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人にこれを裁定させます。
- 2 当事者は、自己の選定した評価人の費用（報酬を含みます。）を各自負担し、その他の費用（裁定人に対する報酬を含みます。）は、半額ずつこれを負担するものとします。

第22条（保険契約の変更）

- 1 保険契約締結の後、保険契約者は、保険契約上の一切の権利および義務を第三者に承継させることができます。
- 2 前項の規定による承継を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- 3 保険契約締結の後、保険契約者が死亡したときは、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人が保険契約上の一切の権利および義務を承継するものとします。

第23条（保険契約の継続）

保険期間の満了に際し、保険契約を継続する場合において、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。）は、その旨を当社に告げなければなりません。この場合の告知に関する第11条（告知義務）の規定の適用については、同条第1項および第2項第2号の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約継続の場合」と、同条第1項および第3項の規定中「保険契約申込書の記載事項」とあるのは「保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項」とします。

第24条（代位）

- 1 当社は、第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払ったときは、その支払った保険金の額を限度として、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、被保険者とその損害につき第三者（他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含みます。）に対し有する権利を代位取得します。
- 2 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）は、当社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

第25条（訴訟の提起）

この特約条項に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第26条（準拠法）

この特約条項に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第27条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款およびこの保険契約に付帯された特約条項の規定を準用します。

3. 保険契約の継続に関する特約条項

第1条（適用契約の範囲）

この特約条項は、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第2条（保険契約の継続）

- この保険契約の満了する日の翌日の属する月の3か月前の末日（以下「意思表示期限」といいます。）までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は満了する日と同一の内容で継続されるものとします。以後毎年同様とします。
- 家庭動物の年齢の進行または体重の変化等により、当該家庭動物の適用保険料が変更となる場合には、前項の規定にかかわらず、適用保険料を変更するものとします。
- 前項の規定にあたり、家庭動物が犬の混血種で継続前契約における年齢が0歳の場合において、保険契約者から当該家庭動物の体重の確認が得られなかった場合には、本特約条項は適用しません。
- 第1項の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当会社は、保険証券または保険契約証（以下「保険証券等」といいます。）を保険契約者に交付します。
- 第1項の規定により継続された保険契約（以下「継続契約」といいます。）に初回保険料の口座振替等に関する特約条項（以下「初回口振等特約」といいます。）が適用される場合には、初回口振等特約第1条（この特約の適用条件）第2項第2号の適用にあたっては、保険契約の締結は、意思表示期限になされたものとみなします。

第3条（継続契約の保険料および払込方法）

- 継続契約の保険料は、保険証券等記載の金額とします。
- 保険契約者は、継続契約の保険料を継続前契約の保険期間の満了する日までに払い込むものとします。
- 前項の規定にかかわらず、継続契約に保険料分割払特約条項が適用される場合には、保険契約者は、第1回分割保険料を継続契約の保険期間の始期の属する月の、継続前契約において定められた払込期日の応当日に、第2回以降の分割保険料は、保険証券等記載の払込期日までに払い込むものとします。
- 第2項および前項の規定にかかわらず、継続契約に初回口振等特約が適用される場合には、保険

契約者は、初回口振等特約の規定に従い、継続契約の保険料を払い込むものとします。この場合には、次条および第5条（継続契約の保険料不払の場合の保険契約の解除）の規定は適用しません。

第4条（保険料不払の場合の免責）

保険契約者が、前条第2項の継続契約の保険料または前条第3項の継続契約の分割保険料について、当該継続契約の保険料または分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当会社は、保険金を支払いません。

- 当該保険料または分割保険料の払込期日から、当該保険料を領収した時までの期間中にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が発生していたとき
- 当該保険料または分割保険料の払込期日から、当該保険料を領収した時までの期間中にこの保険契約で定める保険金支払事由が生じていたとき
- この保険契約で定める保険金支払事由の原因の発生がこの保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険契約のその保険料の払込期日から、その保険料を領収した時までの期間中であつたとき

第5条（継続契約の保険料不払の場合の保険契約の解除）

- 保険契約者が、第3条（継続契約の保険料および払込方法）第2項の継続契約の保険料について当該継続契約の保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠ったときは、当会社は、書面により保険証券等記載の保険契約者の住所（ペット保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第13条（保険契約者の住所変更に関する通知義務）第1項の規定による通知があつた場合はその住所をいいます。）にあてた通知をもって、継続契約を解除することができます。
- 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者にあてた通知をもって保険契約者に対する通知とみなします。
 - 普通約款第26条（保険契約者の変更）第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者が明らかでないとき
 - 普通約款第26条（保険契約者の変更）第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者全員の所在が明らかでないとき
 - 前2号のほか、正当な理由により保険契約者に通知できないとき
- 第1項の規定による解除は、継続契約の保険期間の始期からその効力を生じます。

第6条（継続契約に適用される保険料率）

- この保険契約に適用した保険料率が改定された場合には、当会社は、保険料率が改定された日以後第2条（保険契約の継続）の規定によって保険期間が開始する継続契約の保険料率を変更します。
- 継続契約の保険料は、家庭動物の年齢の進行または体重の変化等の条件によって定めるものとします。

第7条（継続契約に適用される特約条項）

- この保険契約が、第2条（保険契約の継続）第1項の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約条項が適用されるものとします。
- 前項の規定にかかわらず、保険契約者から特約条項の追加および削除の申し出がある場合には、当該特約を継続契約に適用するものとします。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、特約の適用条件により自動的に適用されることとなる特約を継続契約へ適用し、あるいは特約の適用条件により自動的に適用されないこととなる特約を継続契約へ適用しないこととします。

4 前3項の規定にかかわらず、保険契約者から継続契約の保険料を口座振替の方法により払い込む旨の申し出がある場合には、初回口座振替特約を継続契約に適用するものとします。

第8条（継続契約の告知義務）

1 第2条（保険契約の継続）第1項の規定によりこの保険契約を継続する場合において、保険契約申込書に記載した事項および保険証券等に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。）は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。

2 前項の規定による告知に関する普通約款第10条（告知義務）の適用については、同条第3項、第6項第2号および第10項の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約継続の場合」と、同条第3項および第7項の規定中「保険契約申込書の記載事項」とあるのは「保険契約申込書に記載した事項および保険証券等に記載された事項」と、同条第6項第3号の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約を継続するとき」と、「締結していた」とあるのは「継続していた」とします。

第9条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款およびこの保険契約に付帯された特約条項の規定を準用します。

4. 特定疾病等不担保特約条項

第1条（保険金を支払わない場合）

1 当社は、ペット保険普通保険約款第1条（当社の支払責任）の身体障害のうち、保険証券または保険契約証に記載された疾病および傷害については、いかなる保険金も支払いません。

2 前項の規定は家庭動物ごとに適用します。

第2条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款およびこの保険契約に付帯された特約条項の規定を準用します。

5. 加入審査の省略に関する特約条項

第1条（加入審査の省略）

当社は、この特約条項により、保険契約者または被保険者が、当社が別に定める告知書を提出した場合は、普通保険約款第10条（告知義務）第1項に定める獣医師の診断（加入審査）を省略することを認めます。

第2条（普通保険約款の読み替え）

この特約条項が付帯された場合は、普通保険約款第10条（告知義務）第3項および第7項の規定中、「保険契約申込書の記載事項」とあるのは「保険契約申込書および当社が別に定める告知

書の記載事項」と読み替えて適用します。

第3条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を準用します。

6. 団体扱特約条項（給与引去方式）

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

用語	説明
企業体	公社、公団、会社等をいい、法人・個人の別を問いません。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体をいいます。
職域労働組合等	団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織等をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（企業体による給与引去方式）」または「保険料集金に関する契約書（職域労働組合等が集金する給与引去方式）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当社との間に集金契約を締結した者をいいます。
保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
一括払	保険料または追加保険料を一括して払い込むことをいいます。
分割払	保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと、または追加保険料を異動承認請求書の回数および金額に分割して払い込むことをいいます。
覚書	「追加保険料集金に関する覚書」をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の各号に定める条件をすべて満たす場合に付帯されます。

- （1）保険契約者が企業体に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けている者であること。
- （2）次のいずれかの契約が締結されていること。
 - （イ）団体と当社との間の「保険料集金に関する契約書（企業体による給与引去方式）」による保険料集金契約。ただし、団体が労働基準法第24条に定める賃金の一部控除に関する書面による協定またはその他の法令に基づき、保険契約者の受け取るべき給与から保険料の控除を行うことができる場合に限られます。
 - （ロ）職域労働組合等と当社との間の「保険料集金に関する契約書（職域労働組合等が集金する給与引去方式）」による保険料集金契約。ただし、職域労働組合等が上記（イ）のただし書に定める団体によって控除された保険料を受領することができる場合に限られます。
- （3）保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - （イ）集金者が団体である場合には、保険契約者の受け取るべき給与から保険料を控除して、これを当社の指定する場所に支払うこと。
 - （ロ）集金者が職域労働組合等である場合には、団体によって控除された保険料を団体から受領

して、これを当社が指定する場所に支払うこと。

(4) 保険契約者がこの特約を付帯する旨を申し出て、当社がこれを引き受けること。

第2条（保険料の払込方法）

1 保険契約者は、次の各号のいずれかの方法により、保険料を払い込むことができます。

- (1) 一括払
- (2) 分割払

2 前項の保険料の払込みは、次に定めるとおりとします。

区 分	保険料の払込み
(1) 一括払の方法による場合の保険料および分割払の方法による場合の第1回分割保険料	次のいずれかによります。 (イ) 保険契約締結のとき直接当社に払い込むものとします。 (ロ) 集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むものとします。
(2) 分割払の方法による場合の第2回目以降分割保険料	集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むものとします。

第3条（保険料領収前に家庭動物が被った身体障害）

1 保険期間が始まった後であっても、保険契約者が、前条（保険料の払込方法）第2項第1号の保険料の払込みを怠った場合は、当社は、始期日から保険料領収までの間に家庭動物が被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。

2 前項の規定は、前条（保険料の払込方法）第2項第1号の保険料が同号（ロ）に従い、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、適用しません。

第4条（追加保険料の払込方法）

1 告知事項に関する訂正の申出または通知事項等を承認する場合において、当社が追加保険料を請求したときは、次のとおりとします。

区 分	追加保険料の払込み
(1) 普通保険約款第11条（保険料の返還または請求－告知義務）第2項に定めるところに従い請求した追加保険料	保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一括払の方法により当社に払い込まなければなりません。
(2) 前号のほか保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行った場合において、当社がこれを承認する場合に請求した追加保険料	

2 前項の規定にかかわらず、集金者と当社との間に、覚書が締結されている場合は、保険契約者は、当社の承認を得て、告知事項に関する訂正の申出または通知事項等の通知を当社所定の連絡先を行うことを条件として、同項の追加保険料について、集金契約および覚書に定めるところにより、集金者を経て、一括払または分割払の方法によって払い込むことができます。なお、この場

合において、保険契約者は、保険契約者または被保険者に正当な理由がある場合を除いて告知事項に関する訂正の申出または通知事項等の通知を撤回することはできません。

第5条（追加保険料領収前に家庭動物が被った身体障害）

1 前条（追加保険料の払込方法）第1項の告知事項に関する訂正の申出または通知事項等の通知の承認によって保険契約条件を変更すべき期間が始まった後であっても、保険契約者が同項第1号の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、異動日から追加保険料領収までの間に家庭動物が被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。

2 前条（追加保険料の払込方法）第1項の告知事項に関する訂正の申出または通知事項等の通知の承認によって保険契約条件を変更すべき期間が始まった後であっても、保険契約者が、同項第2号の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、異動日から追加保険料領収までの間に家庭動物が被った身体障害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約に従い、保険金を支払います。

3 前2項の規定は、追加保険料が前条（追加保険料の払込方法）第2項の定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、適用しません。

第6条（保険料領収証の発行）

当社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効）

1 この特約は、次表左欄に該当する事実が発生した場合、次表右欄に定める集金不能日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。

区 分	集金不能日
(1) 集金契約が解除された場合	左記の事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日
(2) 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合	
(3) 保険契約者がその受け取るべき給与から保険料を控除することを拒んだ場合	
(4) 前3号による場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなくなった場合	

2 前項第1号の事実が発生した場合は、当社は遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所にあててその旨を通知します。

3 第1項の規定によりこの特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日から1か月以内に、未払込保険料（注）の全額を集金者を経ることなく、一括払の方法により当社に払い込まなければなりません。

4 前項に定める期間内に未払込保険料（注）の全額が払い込まれなかった場合には、当社は、集金不能日から未払込保険料（注）の全額を領収するまでの間に家庭動物が被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。

5 当社は、第3項に定める期間内に未払込保険料（注）の全額が払い込まれない場合は、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

6 前項の解除は、集金不能日から将来に向かってのみその効力を生じます。

7 第5項の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

（注）未払込保険料

分割払の場合は、保険料総額から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。また、追加保険料がある場合は、追加保険料の総額および保険料総額から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第8条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を準用します。

7. 団体扱特約条項（口座振替方式）

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

用語	説明
企業体	公社、公団、会社等をいい、法人・個人の別を問いません。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体や官公署をいいます。ただし、保険契約者が退職者である場合は、退職前に給与の支払を受けていた企業体や官公署をいいます。
退職者	企業体や官公署を退職した者をいいます。
職域労働組合等	団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織等をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（口座振替方式）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当社との間に集金契約を締結した者をいいます。
指定口座	保険契約者が指定する口座をいいます。
集金日	集金契約に定める集金者の指定する所定の期日をいいます。
保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
一括払	保険料または追加保険料を一括して払い込むことをいいます。
分割払	保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと、または追加保険料を異動承認請求書の回数および金額に分割して払い込むことをいいます。
覚書	「追加保険料集金に関する覚書」をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の各号に定める条件をすべて満たす場合に付帯されます。

- (1) 保険契約者が企業体または官公署に勤務し、毎月その企業体または官公署から給与の支払を受けている者、または退職者であること。
- (2) 団体または職域労働組合等と当社との間の集金契約が締結されていること。
- (3) 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - (イ) 指定口座から、口座振替により、保険料を集金日に集金すること。
 - (ロ) 上記（イ）により集金した保険料を当社の指定する場所に支払うこと。
- (4) 保険契約者がこの特約を付帯する旨を申し出て、当社がこれを引き受けること。

第2条（保険料の払込方法）

1 保険契約者は、次の各号のいずれかの方法により、保険料を払い込むことができます。

- (1) 一括払
- (2) 分割払

2 前項の保険料の払込みは、次に定めるとおりとします。

区分	保険料の払込み
(1) 一括払の方法による場合の保険料および分割払の方法による場合の第1回分割保険料	次のいずれかによります。 (イ) 保険契約締結のとき直接当社に払い込むものとします。 (ロ) 集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むものとします。
(2) 分割払の方法による場合の第2回目以降分割保険料	集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むものとします。

第3条（保険料領収前に家庭動物が被った身体障害）

- 1 保険期間が始まった後であっても、保険契約者が、前条（保険料の払込方法）第2項第1号の保険料の払込みを怠った場合は、当社は、始期日から保険料領収までの間に家庭動物が被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。
- 2 前項の規定は、前条（保険料の払込方法）第2項第1号の保険料が同号（ロ）に従い、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、適用しません。

第4条（追加保険料の払込方法）

1 告知事項に関する訂正の申出または通知事項等を承認する場合において、当社が追加保険料を請求したときは、次のとおりとします。

区分	追加保険料の払込み
(1) 普通保険約款第11条（保険料の返還または請求－告知義務）第2項に定めるところに従い請求した追加保険料	保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一括払の方法により当社に払い込まなければなりません。

(2) 前号のほか保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行った場合において、当社がこれを承認する場合に請求した追加保険料	保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一括払の方法により当会社に払い込まなければなりません。
--	--

2 前項の規定にかかわらず、集金者と当社との間に、覚書が締結されている場合は、保険契約者は、当社の承認を得て、告知事項に関する訂正の申出または通知事項等の通知を当社所定の連絡先を行うことを条件として、同項の追加保険料について、集金契約および覚書に定めるところにより、集金者を経て、一括払または分割払の方法によって払い込むことができます。なお、この場合において、保険契約者は、保険契約者または被保険者に正当な理由がある場合を除いて告知事項に関する訂正の申出または通知事項等の通知を撤回することはできません。

第5条（追加保険料領収前に家庭動物が被った身体障害）

- 1 前条（追加保険料の払込方法）第1項の告知事項に関する訂正の申出または通知事項等の通知の承認によって保険契約条件を変更すべき期間が始まった後であっても、保険契約者が同項第1号の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、異動日から追加保険料領収までの間に家庭動物が被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。
- 2 前条（追加保険料の払込方法）第1項の告知事項に関する訂正の申出または通知事項等の通知の承認によって保険契約条件を変更すべき期間が始まった後であっても、保険契約者が、同項第2号の保険契約締結の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、異動日から追加保険料領収までの間に家庭動物が被った身体障害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約に従い、保険金を支払います。
- 3 前2項の規定は、追加保険料が前条（追加保険料の払込方法）第2項の定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、適用しません。

第6条（保険料領収証の発行）

当社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効）

- 1 この特約は、次表左欄に該当する事実が発生した場合、次表右欄に定める集金不能日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。

区 分	集金不能日
(1) 集金契約が解除された場合	左記の事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日
(2) 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から振り替えられなかった場合。ただし、集金者が保険契約者に代わって保険料を集金契約に定める払込期日までに当会社に支払った場合を除きます。	左記の事実が発生した日
(3) 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合。ただし、退職後に本特約に従い保険料を払い込む場合を除きます。	
(4) 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合	

- 2 前項第1号の事実が発生した場合は、当社は遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所にあててその旨を通知します。
- 3 第1項の規定によりこの特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日から1か月以内に、未払込保険料（注）の全額を集金者を経ることなく、一括払の方法により当会社に払い込まなければなりません。
- 4 前項に定める期間内に未払込保険料（注）の全額が払い込まれなかった場合には、当社は、集金不能日から未払込保険料（注）の全額を領収するまでの間に家庭動物が被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。
- 5 当社は、第3項に定める期間内に未払込保険料（注）の全額が払い込まれない場合は、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 6 前項の解除は、集金不能日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- 7 第5項の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

(注) 未払込保険料

分割払の場合は、保険料総額から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。また、追加保険料がある場合は、追加保険料の総額および保険料総額から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第8条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を準用します。

8. 集団扱特約条項

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

用語	説明
集団	当社が別に定める基準に適合する団体をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（集団扱）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金日	集金契約に定める集金者の指定する所定の期日をいいます。
保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
一括払	保険料または追加保険料を一括して払い込むことをいいます。
分割払	保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと、または追加保険料を異動承認請求書の回数および金額に分割して払い込むことをいいます。
覚書	「追加保険料集金に関する覚書」をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の各号に定める条件をすべて満たす場合に付帯されます。

- （1）保険契約者が集団、その役員、従業員もしくは構成員（注）であること、または構成員の役員もしくは従業員であること。
- （2）集団または集団から委託を受けた者との間に集金契約が締結されていること。
- （3）保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - （イ）保険料を集金日に集金すること
 - （ロ）上記（イ）により集金した保険料を当社の指定する場所に支払うこと。
- （4）保険契約者がこの特約を付帯する旨を申し出て、当社がこれを引き受けること。

（注）構成員

法人、個人の別を問わず、その集団を構成する集団の構成員を含みます。

第2条（保険料の払込方法）

1 保険契約者は、次の各号のいずれかの方法により、保険料を払い込むことができます。

- （1）一括払
- （2）分割払

2 前項の保険料の払込みは、次に定めるとおりとします。

区分	保険料の払込み
（1）一括払の方法による場合の保険料および分割払の方法による場合の第1回分割保険料	次のいずれかによります。 （イ）保険契約締結のとき直接当社に払い込むものとします。 （ロ）集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むものとします。
（2）分割払の方法による場合の第2回目以降分割保険料	集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むものとします。

第3条（保険料領収前に家庭動物が被った身体障害）

- 1 保険期間が始まった後であっても、保険契約者が、前条（保険料の払込方法）第2項第1号の保険料の払込みを怠った場合は、当社は、始期日から保険料領収までの間に家庭動物が被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。
- 2 前項の規定は、前条（保険料の払込方法）第2項第1号の保険料が同号（ロ）に従い、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、適用しません。

第4条（追加保険料の払込方法）

1 告知事項に関する訂正の申出または通知事項等を承認する場合において、当社が追加保険料を請求したときは、次のとおりとします。

区分	追加保険料の払込み
（1）普通保険約款第11条（保険料の返還または請求－告知義務）第2項に定めるところに従い請求した追加保険料	
（2）前号のほか保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行った場合において、当社がこれを承認する場合に請求した追加保険料	保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一括払の方法により当社に払い込まなければなりません。

2 前項の規定にかかわらず、集金者と当社との間に、覚書が締結されている場合は、保険契約者は、当社の承認を得て、告知事項に関する訂正の申出または通知事項等の通知を当社所定の連絡先に行くことを条件として、同項の追加保険料について、集金契約および覚書に定めるところにより、集金者を経て、一括払または分割払の方法によって払い込むことができます。なお、この場合において、保険契約者は、保険契約者または被保険者に正当な理由がある場合を除いて告知事項に関する訂正の申出または通知事項等の通知を撤回することはできません。

第5条（追加保険料領収前に家庭動物が被った身体障害）

1 前条（追加保険料の払込方法）第1項の告知事項に関する訂正の申出または通知事項等の通知の承認によって保険契約条件を変更すべき期間が始まった後であっても、保険契約者が同項第1号の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、異動日から追加保険料領収までの間に家庭動物が

被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。

- 前条（追加保険料の払込方法）第1項の告知事項に関する訂正の申出または通知事項等の通知の承認によって保険契約条件を変更すべき期間が始まった後であっても、保険契約者が、同項第2号の保険契約締結の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、異動日から追加保険料領取までの間に家庭動物が被った身体障害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約に従い、保険金を支払います。
- 前2項の規定は、追加保険料が前条（追加保険料の払込方法）第2項の定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、適用しません。

第6条（保険料領収証の発行）

当社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効）

- この特約は、次表左欄に該当する事実が発生した場合、次表右欄に定める集金不能日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。

区 分	集金不能日
(1) 集金契約が解除された場合	左記の事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の集金日
(2) 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかった場合。ただし、集金者が保険契約者に代わって保険料を集金契約に定める払込期日までに当社に支払った場合を除きます。	左記の事実が発生した日
(3) 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合	

- 前項第1号または第3号の事実が発生した場合は、当社は遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所にあててその旨を通知します。
- 第1項の規定によりこの特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日から1か月以内に、未払込保険料（注）の全額を集金者を経ることなく、一括払の方法により当社に払い込まなければなりません。
- 前項に定める期間内に未払込保険料（注）の全額が払い込まれなかった場合には、当社は、集金不能日から未払込保険料（注）の全額を領取するまでの間に家庭動物が被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。
- 当社は、第3項に定める期間内に未払込保険料（注）の全額が払い込まれない場合は、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

ます。

- 前項の解除は、集金不能日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- 第5項の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

（注）未払込保険料

分割払の場合は、保険料総額から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。また、追加保険料がある場合は、追加保険料の総額および保険料総額から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第8条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を準用します。

アニコムならではのサービス！

最新情報は
Webで！

各種サービスとして

マイページ
サービス



■ サービス内容

ご契約内容の確認

Web保険証券*の閲覧・ダウンロード *ご契約内容がすべて確認できる書類

保険金請求書類のダウンロード

(直接アニコム損保に保険金を請求する際にご利用ください。)

- ▶ 保険金請求書 (兼医療照会同意書)
- ▶ 手術用診断書 *弊社対応病院以外で手術を受ける場合に必要となります。

保険金等受取状況の確認

ご契約者様情報 (①住所 ②電話番号 ③改姓等) の変更手続き

暗証番号 (パスワード) の変更手続き、再発行

等

■ ログイン方法

<http://cs.anicom-sompo.co.jp/>

ご契約者様ログイン >> 証券番号・パスワードを入力

しつけ
健康相談

獣医師やアニコムカウンセラーが、どうぶつに関する子育て相談や健康相談を電話やWebでお受けいたします。(平日・予約制)

※ご相談はご契約者の確認をさせていただいた上での予約制となります。

その際には、「証券番号・お名前・お電話番号・ご住所・どうぶつのお名前」をお伺いさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

迷子捜索
サポート

大切なわが子が迷子になったときは、ご相談をお受けしたり、捜索のためのアドバイスやご協力をいたします。

※上記のサービスは現時点での内容であり、今後変更される場合もあります。

■ お問い合わせ・各種お手続きはあんしんサービスセンターへ

あんしんサービスセンターへ

0800-888-8256 03-6810-2314

携帯電話・PHSからはこちらへ

受付時間:平日 9:30~17:30 土曜 9:30~15:30(日・祝日および年末年始は除く) *ご契約内容の確認のため、通話内容を録音させていただく場合があります。

■ ご意見・苦情等は

お客様相談センターへ

お客様相談センターへ

0800-111-1091 03-6810-2315

携帯電話・PHSからはこちらへ

ホームページからもお問い合わせ・ご質問を受付けております。URL:<http://www.anicom-sompo.co.jp/>

■ 保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会の「そんがいほけん相談室」にご相談いただくこともできます。また幹旋・調停を行なう機関のご紹介もいたします。

(社)日本損害保険協会「そんがいほけん相談室」 **0120-107-808**

受付時間:平日 9:00~18:00 (土日・祝日および年末年始は除く)

携帯・自動車電話・PHS・衛星電話からは **03-3255-1306** をご利用ください。